

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次)</p> <p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p style="padding-left: 20px;">第64条～第80条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第81条 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等</p> <p style="padding-left: 20px;">第82条～第84条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章～第11章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第12章 雑則</p> <p>第64条～第80条 (略)</p> <p>(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知等)</p> <p>第81条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により5Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該5G契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定によるほか、当社は、ショートメッセージ通信モードによりフィッシング詐欺等の危険があると当社又は当社が別に定める者が判定したURL又は電話番号が記述された文字メッセージが送信されたことを検知した場合であって、当社が必要と認めるときは、必要な限度で、当該文字メッセージの送信に係る契約者回線に関する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該5G契約者へ注意喚起を行うことがあります。この場合において、5G契約者は、当社が別に定める方法により、この注意喚起を受けないようにすることができます。</p> <p>第82条～第84条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則（令和6年6月20日経企第1128号） この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p style="padding-left: 20px;">第64条～第80条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第81条 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知</p> <p style="padding-left: 20px;">第82条～第84条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章～第11章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第12章 雑則</p> <p>第64条～第80条 (略)</p> <p>(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)</p> <p>第81条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「NICT法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により5Gサービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する5G契約者を確認し、当社が定める方法により当該5G契約者へ注意喚起を行うことがあります。</p> <p>2 (略)</p> <p>第82条～第84条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>